開示請求書

年 月 日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター理事長 殿

氏名開示請求者住所電話番号

□ 法人その他の団体にあっては、その名称■ 事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名

連絡先 電 話

(法人その他の団体の担当者その他連絡可能な方を記載してください。)

東京都情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり開示請求をします。

1	開示請求に係る公文書の件 名又は内容		
2	開示の区分(希望する開示方 法を○で囲んでください。)	(2)	閲覧 視聴 写しの交付
3	備 考 記載しないでください。)		

第 号 年 月 日

開示決定通知書

殿

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の 規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	
2 公文書を開示する日時 及び場所	日時 年月日 時分 午後
	場所
3 開示の方法	
4 事務担当部署及び 電話番号	
5 備 考	

- 注1 この通知書を持参のうえ、指定の日時においで下さい。
 - なお、上記の日時においでになれない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当部署まで連絡してください。
 - 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月 以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して審査請求をすることができます(なお、 この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌 日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
 - 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを被告として(訴訟において地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを供表する者は地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター理事長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第3号様式(第3条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

一部開示決定通知書

殿

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の 規程により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1	公文書の件名						
2	公文書の開示の日時及び場所	日時	年	月	午前 日 午後	時	分
		場所					
3	開示の方法						
4	開示をしない部分並びに開 示をしないこととする根拠 規定及び当該規定を適用す る理由		『情報公開条例	第7	条第 号に該	当	
5	東京都情報公開条例第13条 第2項の規定に該当する場合 の公文書の開示をすること ができる時期		, , , , ,		日ただし、公文記		
6	事務担当部署及び 電話番号						
7	備考						

- 注1 この通知書を持参のうえ、指定の日時においで下さい。
 - なお、上記の日時においでになれない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当部署まで 連絡してください。
 - 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月 以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して審査請求をすることができます(なお、 この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の 翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
 - 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを被告として(訴訟において地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを代表する者は地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター理事長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

不開示決定通知書

殿

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の 規程により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	
2 開示しないこととする 根拠規定及び当該規定を 適用する理由	東京都情報公開条例第7条第 項に該当
3 東京都情報公開条例第13条 第2項の規定に該当する場合 の公文書の開示をすること ができる時期	
4 事務担当部署及び 電話番号	
5 備 考	

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを被告として(訴訟において地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター理事長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

開示決定等期間延長通知書

殿

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第12条第2項の規程により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 公文書の件名				
2 東京都情報公開条例第12条	年	月	日から	
第1項の規定による決定期間	年	月	日まで	
3 延長後の決定期間	年	月	日から	
3 延茂後の伏足朔间	年	月	日まで	
4 延長の理由				
5 事務担当部署及び 電話番号				
6 備 考				

第号年月

開示決定等期間特例延長通知書

殿

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第12条第3項の 規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 公文書の件名				
2 東京都情報公開条例第12条	年	月	日から	
第1項の規定による決定期間	年	月	日まで	
3 開示請求に係る公文書のう		月	日から	
ちの相当の部分につき開示 決定等をする期間	年	月	日まで	
4 上記3の期間内に開示 決定等をする部分				
5 残りの公文書について 開示決定等をする期限	年	月	日まで	
6 東京都情報公開条例12条 第3項の規定を適用する理由				
7 事務担当部署及び 電話番号				
8 備 考				

事案移送通知書

殿

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けであった開示請求について、東京都情報公開条例第14条第1項(第14条第4項において準用する同条第1項)の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1	公文書の件名					
2	事務担当部署					
3	移送を受けた実施機関又は 東京都議会における事務担 当組織					
4	移送した日	年	月	Ħ		
5	移送した理由					
6	備考					

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関又は東京都議会議長において開示決定等をするこ とになります。不明な点は事務担当部署にお問い合わせください。

意見照会書

殿

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

東京都情報公開条例に基づき、次のとおり 公文書について開示請求がありました。 に関する情報が記録された

本件開示請求に係る公文書の開示決定等についてご意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」により 年 月 日までに回答して下さい。

1 開示請求に係る公文書の件名 及び作成年月日	
2 に関する情報 の内容	
3 事務担当部署・電話番号 及び意見書提出先	
4 備 考	

開示決定等に係る意見書

年 月 日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター理事長 殿

住 所

氏 名

○法人その他の団体にあっては、その名称事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名

年 月 日付します。

号で照会のあった件について、次のとおり回答

1 公文書の件名		
2 開示決定に対する反対 意思の有無	有	無
3 意見 (開示決定に反対する理由)		

開示決定に係る通知書

殿

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの に関する情報が記録された公文書の 開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書 を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名				
2 開示決定をした理由				
3 開示をする日	年	月	F	
4 事務担当部署及び 電話番号				
5 備 考				

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都健康長寿医療センター理事長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを被告として(訴訟において地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを代表する者は地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター理事長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

公文書の開示申込書	領収書	領収書控			
氏名(名称) 及び 住所(所在地)	氏名(名称) 及び 住所(所在地)	氏名 (名称) 及び 住所(所在地)			
年 月 日付 第 号 で通知が あった公文書の開示を次の とおり申し込みます。	年 月 日付 第 号による公文書の開 示に係る開示手数料として、次 の金額を領収しました。	年 月 日付 第 号による公文書の開 示に係る開示手数料として、次 の金額を領収しました。			
公文書 開示の 金額 の件名 方法	公文書 開示の 金額 の件名 方法	公文書 開示の 金額 の件名 方法			
H	円	円			
円		円			
納付額計 円	納付額計 円	納付額計 円			
年 月 日 地方独立行政法人東京都健康 長寿医療センター理事長 殿	年 月 日 地方独立行政法人東京都健康 長寿医療センター理事長 印	年 月 日 地方独立行政法人東京都健康 長寿医療センター理事長 印			
主管部署名	主管部署名	主管部署名			
(窓口控)	(請求者交付用)	(現金出納者控)			

審查会諮問通知書

様

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求について、東京都情報公開条例第20条の規定により、次のとおり東京都情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1	公文書の件名				
2	審査請求の内容				
3	諮問をした日	年	月	Ħ	
4	事務担当部署				
5	備考				

審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書

年 月 日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター理事長 殿

氏 名 請求者 郵便番号 住 所 電 話 法人その他の団体にあっては、 そ の名称、事務所又は事業所の所在 地及び代表者の氏名

 連絡先
 氏
 名

 電
 話

法人その他の団体の担当者その 他連絡可能な方を記載してください。

東京都情報公開条例第28条第1項の規定に基づき、次のとおり東京都情報公開審査会に提出された意見書又は資料の閲覧・写しの交付を請求します。

1 請求する意見書又は資 料の件名又は内容

- 2 閲覧・写しの交付の区分 ((1)から(3)までのうち、 該当するものを一つ○ で囲んでください。)
- (1) 閲覧
- (2) 写しの交付
- (3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付

第号年月日

審査会提出資料等閲覧等の承認について (通知)

様

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、 次のとおり、承認することとしたので通知します。

1	審査会提出資料等の 件名又は内容					
2	日時 年 月 日 時 閲覧又は写しの交付 午後 の日時及び場所 場所	分				
	の日時及び場所	場所				
3	事務担当部署					
4	備考					

第号年月

審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について (通知)

様

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、 次のとおり、一部承認することとしたので通知します。

1	審査会提出資料等の 件名又は内容								
2	閲覧・写しの交付を一 部拒否する理由								
3	閲覧又は写しの交付 の日時及び場所	日時	年	月	日	午前 午後	時	分	
		場所							
4	事務担当部署								
5	備考								

第号年月

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

様

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 印

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧に係る請求に対して、次のとおり、承認しないこととしたので通知します。

1	審査会提出資料等の 件名又は内容	
2	閲覧・写しの交付を不 承認とする理由	
3	事務担当課	
4	備考	

13情報公開要綱

第16号様式 (第14条関係)

Г	Т									
垂桃	C III 6									
保存部署名	H. HAH EIAM									
保存期間満了後	の指揮									
保存										
分類記号	C. THE YOUR CO									
細項目	I Sala									
小項目	HW.F									
大項目	14.4									
文分	3									
10	1									